

北海道科学大学大学院薬学研究科学学位規程施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、北海道科学大学学位規程（以下、「学位規程」という。）の大学院薬学研究科に関する運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「課程博士」とは学位規程第3条第2項により授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは学位規程第3条第3項により授与される博士の学位をいう。

第2章 課程博士学位論文取扱細則

(学位申請者の資格)

第3条 学位規程第3条第2項により課程博士の学位授与を申請できる者は、本学大学院学則第31条4項に定める修了要件を満たす見込みの者とする。

(学位論文発表会)

第4条 学位を申請しようとする者は、学位規程第8条に基づき、研究科委員会が開催する発表会において、その学位論文内容を口述発表しなければならない。

2 前条の者の発表会は、原則として博士課程第4学年の1月に開催する。

3 発表を希望する者は、指導教員を通じて、研究科委員会に申し出なければならない。

4 発表会の開催日時は、研究科委員会が決定し、その1ヵ月前までに公示する。

5 発表者は、研究科委員会が指定する日時までに、以下の書類を教務課に提出しなければならない。ただし、第3号は第6条第4項の書類を提出するときに限る。

(1) 学位論文発表申込書 1部

(2) 学位論文の内容の要旨 指定する部数

(3) 学位論文のもととなる論文の共著者の同意承諾書 各4部（正1部、副3部）

(学位授与の申請)

第5条 学位規程第4条第1項の規定に基づき、課程博士の学位授与を申請する者は、研究科委員会が指定する日時までに、以下の書類に学位審査料を添えて、教務課に提出しなければならない。

(1) 学位申請書 1部

(2) 学位論文 4部（正1部、副3部）

(3) 学位論文の内容の要旨 4部（正1部、副3部）

(4) 履歴書 1部

2 所定の期日までに学位の申請が行われなかった場合、当該発表会は無効とする。

3 第1項に定めた提出書類は、研究科委員会が指定した書式とする。

(論文目録)

第6条 学位を申請する者は、学位申請時に、学位論文のもととなった研究成果、論文及び参考論文がある場合、論文目録に記載し提出することができる。

2 前項において、未刊行の論文については、掲載の決定を証明する書類（以下、「掲載証明」という。）を添付しなければならない。

3 学位論文のもととなった研究成果、論文について、申請者が主たる編纂者として学術誌に投稿し、掲載された論文（以下、「著者原報」という。）が共著である場合、申請者以外の共著者が、当該論文の一部分をも学位の申請に用いたことがなく、また、用いない旨の同意承諾書を添付しなければならない。

4 学位申請時に提出する書類の部数は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 論文目録 | 4部（正1部、副3部） |
| (2) 学位論文のもととなる論文別刷 | 1編につき4部 |
| (3) 参考論文（別刷り又はコピー） | 1編につき4部 |

(審査委員)

第7条 学位規程第6条に基づく審査委員は、主査（指導教員）1名、副査2名とし、大学院担当教員資格審査規程第2条に基づく博士課程の研究指導を担当する教員とする。

2 副査は、研究科委員会構成員の中から主査が指名し、研究科委員会において承認を受けなければならない。なお、副査は主査と学位論文に関する共同研究を行う者であってはならない。

3 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めた場合、同委員会の議を経て、副査のうち1名は、他の大学院の教授あるいは准教授を充てることができる。

(論文審査及び最終試験)

第8条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行い、判定評価する。

2 学位規程第9条第3項の最終試験は発表会での発表及びこれに関連する科目についての試問とする。試問の方法及び充当する時間は審査委員が適宜に定める。

3 副査は、学位論文の審査及び最終試験を終了した場合、その結果を主査に報告する。

(審査結果の報告)

第9条 学位規程第10条に基づき、主査は審査委員の学位論文審査及び最終試験の結果をまとめ、合格判定とする者が2名以上あった場合、次の書類を作成し、研究科委員会に提出する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 学位論文審査及び最終試験報告書 | 1部 |
| (2) 論文審査の結果の要旨 | 1部 |
| (3) 最終試験の結果の要旨 | 1部 |

2 不合格判定の場合は、前項第1号の報告書を研究科委員会に提出する。

3 前2項に定める審査結果は、学位の申請が行われた日の翌日から1ヵ月以内に提出するものとする。

(学位の審査)

第10条 研究科長は、主査から前条第1項の審査結果の報告を受けた場合、学位規程第1条に基づき、学位授与の可否を審議する研究科委員会を開催する。

- 2 研究科委員会において、学位を授与できるものと議決をするには、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 3 副査に学外者を選任した場合、研究科長は第1項の結果をその者に報告する。

第3章 論文博士学位論文取扱細則

(学位申請者の資格)

第11条 学位規程第3条第3項により論文博士の学位授与を申請できる者は、次の各号の何れかに該当する者とする。

- (1) 4年制教育課程を基礎とする修士課程への入学資格を有する者で、資格取得後の研究歴8年以上の者。
 - (2) 4年制教育課程を基礎とする博士後期課程への入学資格を有する者で、資格取得後の研究歴5年以上の者。
 - (3) 6年制教育課程を基礎とする博士課程への入学資格を有する者で、資格取得後の研究歴5年以上の者。
- 2 前項の者のうち、本学の職員以外の者にあつては、本学大学院の特別研究生として1年以上在籍し、本学大学院の博士課程の研究指導を担当する者(以下「指導教員」という。)から学位論文の指導を受けなければならない。なお、特別研究生として在籍した期間は研究歴に含めることができる。
- 3 第1項の研究歴とは、大学(大学院及び付属病院・研究所等を含む)、国公立研究所及び研究科委員会の認定した施設において研究に従事した期間をいう。

(投稿論文数)

第12条 論文博士の学位申請に際しては、学位論文のもととなる研究成果としての著者原報が1編以上の英文論文を含む3編以上が、審査機構を有する全国あるいは国際学術誌に掲載されているか、又は、掲載証明があることを必要とする。

(資格審査)

第13条 論文博士の学位を申請する者は、研究科委員会において学位申請資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。

- 2 資格審査を希望する者は、指導教員を通じて、研究科委員会に申し出なければならない。
- 3 資格審査を希望する者は、次項に定める期間内に、以下の書類に資格審査料を添えて教務課に提出しなければならない。
 - (1) 学位申請資格審査申込書 1部
 - (2) 学位論文の内容の要旨 1部
 - (3) 論文目録 1部
 - (4) 学位論文のもととなる論文の別刷(1編につき) 1部

第2編大学 4-15 大学院薬学研究科学学位規程施行細則

- | | |
|---------------------|---------------|
| (5) 同上の論文の共著者の同意承諾書 | 各4部 (正1部、副3部) |
| (6) 履歴書 | 1部 |
| (7) 最終学校卒業(修了)証明書 | 1部 |
| (8) 研究歴に関する証明書 | 1部 |
| (9) 資格審査料 | 10,000 円 |

4 資格審査の申込書類の提出時期は次のとおりとする。

- (1) 第1期：3月1日から3月10日まで
- (2) 第2期：7月1日から7月10日まで
- (3) 第3期：11月1日から11月10日まで

注) 土・日曜日及び祝祭日は除く

5 学位申請資格の認否は、研究科委員会において審議し、決定する。

6 所定の期日までに学位の申請が行われなかった場合、当該審査結果は無効とする。

(学位論文発表会)

第14条 前条の資格審査の結果、学位申請資格が認められた者は、研究科委員会が開催する発表会において、その学位論文内容を口述発表しなければならない。

2 発表会の開催日時は、前条第5項の研究科委員会で決定し、その1ヵ月前までに公示する。

3 発表者は、研究科委員会が指定する日時までに、以下の書類を教務課に提出しなければならない。

- (1) 学位論文の内容の要旨 指定する部数
- (2) 論文目録 指定する部数

(学位授与の申請)

第15条 学位規程第4条第1項の規定に基づき、論文博士の学位授与の申請をする者は、研究科委員会が指定する日時までに、以下の書類に学位審査料を添えて、教務課に提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 学位申請書 | 1部 |
| (2) 学位論文 | 4部 (正1部、副3部) |
| (3) 学位論文の内容の要旨 | 4部 (正1部、副3部) |
| (4) 論文目録 | 4部 (正1部、副3部) |
| (5) 学位論文のもととなる論文別刷 | 1編につき4部 |
| (6) 参考論文(別刷り又はコピー) | 1編につき4部 |

2 論文目録については、課程博士に関する第6条の規定を準用する。

3 第1項第1号～第4号は、研究科委員会が指定した書式とする。

(学位審査料)

第16条 論文博士の学位審査料は、100,000円とする。ただし、本学教職員及び卒業生の場合は、2分の1とする。

(審査委員)

第17条 課程博士に関する第7条の規定は論文博士にも適用する。

(論文審査、試験及び学力確認)

第18条 審査委員は、学位論文の審査、試験及び学力確認を行い、評価判定する。

- 2 学位規程第9条第4項の試験は、学位論文発表会での発表及びこれに関連する科目についての試問とする。試問の方法及び充当する時間は審査委員が適宜に定める。
- 3 学位規程第9条第4項の学力の確認のための試問は、筆答又は口述、若しくはその両者により、学位論文に関連する分野及び英語について行う。ただし、学位論文が英語で作成されているか、又は、学位論文のもととなる研究成果としての著者原報の英文論文を英語の学力確認の全部又は一部に代えることができる。
- 4 副査は、学位論文の審査、試験及び学力確認を終了した場合、その結果を主査に報告する。

(審査結果の報告)

第19条 学位規程第10条に基づき、主査は審査委員の学位論文審査、試験及び学力確認の結果をまとめ、合格判定とする者が2名以上あった場合、次の書類を作成し、研究科委員会に提出する。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 学位論文審査、試験及び学力確認報告書 | 1部 |
| (2) 論文審査の結果の要旨 | 1部 |
| (3) 試験の結果の要旨 | 1部 |
| (4) 学力確認の結果の要旨 | 1部 |

- 2 不合格判定のときは、前項第1号の報告書を研究科委員会に提出する。
- 3 前2項に定める審査結果は、学位の申請が行われた日の翌日から8週間以内に提出するものとする。

(学位の審査)

第20条 課程博士に関する第10条の規定は論文博士にも適用する。

第4章 雑 則

第21条 この細則に定めるもののほか、学位の申請及び審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

第22条 この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項に定める研究歴について、北海道薬科大学大学院研究生として在籍していた期間を含むことができる。
- 1 この細則の改正は、2021年4月1日から施行する。